

『部落台帳』の分析

部落解放研究所

近現代史部会

一、はじめに

『部落台帳』は、一九一八（大正七）年に大阪府救済課によってまとめられた。その調査対象地域は、大阪全域の被差別部落（十の都市、五十三の区町村、五十六の地域）に及んでいる。これを現在の部落解放同盟大阪府連四十七支部と対比すると、下瓦屋支部を除く四十六地域が含まれている。あとの十地域は、戦後の急激な都市化のなかで「解消」してしまった（又はしつづめる）地域である。調査項目は、次の二十四項目にのぼる。ただし、地域によっては調査されていなかったり、他の項目と合わせて記載されている項目も若干あり、五十六地域すべてにすべての調査結果が記されているわけではない。

①戸数・人口、②出生・死亡、③職業調、④資産調、⑤部落領有土地面積、⑥共有財産、⑦有権者調、⑧生活状態、⑨低級民状態、⑩犯罪調、⑪衣服、⑫住家、⑬道路、⑭下水、⑮衛生状態、⑯療養機関、⑰浴場、⑱飲料水、⑲教育、⑳宗教、㉑金融機関、㉒風俗、㉓言語、㉔改善機関

後にもふれるように、調査項目によっては必ずしも分類の概念が統一されていないために、地域によって極端な数値のばらつきが出てきて、統計処理がしにくくなっている場合もある。また「資産調」はあるが「収入調」はないといった、調査項目そのものの不備もある。さらに、この『部落台帳』の記述（たとえば⑪衣服、⑫風俗、⑬言語など）には、きわめて差別的な記述がみられることはよく知られている。

『部落台帳』にはこうした多くの問題は含まれているも

の、批判的に利用・分析すれば、第一次大戦期・全国水産社創立直前の大阪の被差別部落の実態を示す一級の資料であることは疑いなく。

(1) 厳密に言えば、東郷村と四條村にはそれぞれ二つの被差別部落があるほか、『部落台帳』では西中島村には四つの小字、加島村には二つの小字が被差別部落があげられており、五十三区町村・五十九地域となる。しかし現在では旧西中島村は二地域、旧加島村は一地域と把握されているので、計五十六地域となる。

二、「部落台帳」編纂の経緯

このように大規模な部落調査がこの時期に実施され、『部落台帳』としてまとめられた経緯については、まだ不明なところが多い。ただ一九一八年の『社会と救済』には、以下のような一連の記事がみられる。

すなわち、一九一八年の初めに、東京の警視庁保安部は各署に命じて貧民の戸口調査を実施し、あわせて次のようにのべていた。

「貧民の中で最も注意を要すべきは部落を為すもので、(中略)今回の調査を端緒として部落貧民の台帳を作り、相当方法を講じて一は犯罪其の他不詳事を未

然に防ぐと共に、一は救済事業の資料とし、また直接間接に彼れ等の生活を改善せしめようという方針である。」

この談話もきわめて差別的だが、当時の警察の関心の所存と、「部落貧民の台帳」という考え方がすでにここに出ていることがわかる。

大阪府に、社会問題全般の事務を総括・所管する救済課が設置されたのは、同年六月のことである。課長にはとりあえず田中新警察部長が就任したが、追って国立感化院長をつとめている法学博士の小河滋治郎を専任課長（部長待遇）で迎える予定であるという。同課（三係）の事務としては次のような内容があげられている。

庶務課…各種の慈善救済基金救済事業の監督、同調査、研究、寄付に関する事業

救護係…労働者の福祉増進、軍事救護、住宅及宿所、飲食其他家計、職業紹介、人事相談、感化教育、婦人救済、児童保護、保健、細民部落改善に関する事項

血救係…血救、罹災救助、精神病者行旅病人の救助、済生会事務、病者の治療慰藉、養老、免囚保護、乞丐、浮浪者の取締

『社会と救済』によれば、その後間もなく大阪府下の被

差別部落の調査を開始したようである。これをまとめたものが『部落台帳』である。この記事によれば、「大阪府にては目下細民部落の状態を調査しつつあり、大体本月中旬を以て終了を告ぐる予定なる」とあり、『部落台帳』が実際に調査されたのは一九一八年八月となる。

この月はちょうど、全国に米騒動がおこった時である。大阪の米騒動は八月九日、西成郡今宮町から始まり、被差別部落では、八月十一日に西浜部落からおこっている。

しかし先にふれたように、『社会と救済』によれば八月中旬には調査が終了する予定であること、またこれだけ大規模な調査がそれほど短時間には実施できないであろうことを考えれば、この調査はすでに米騒動以前から企画され、全国的な貧民台帳の作成、その中で被差別部落への（とくに治安対策の観点からの）注目、そして独自に大阪府の動きとしては救済課設置という流れの中で実施されたと考えていいだろう。

そして、その支配者の恐れていたことが、多数の部落民が米騒動に参加するという形で現実のものとなっていったのである。

(1) 「警視庁の貧民台帳完成」(『社会と救済』第一巻第六号、一九一八年三月)

(2) 「大阪府に新設の救済課」(同右、第二巻第三号、一九一

八 年六月)

(3) 同右

(4) 「大阪府下細民部落の教育と衛生」(同右、第二巻第五号、一九一八年八月)

(5) これまで『部落台帳』は、多く一九一七年の調査集計とされてきた。たとえば、部落問題研究所『新版・部落の歴史と解放運動』(一九六五年)二五三頁には「大正六年(一九一七)、大阪府救済課が調査集計した」とある。また大阪市同問題研究室『大阪市同和事業史』(一九六六年、復刻・一九七六年)二五頁には「大阪府救済課では、大正四・五・六年度に警察の手を通して部落の実態を調査した」とあり、大阪市教育研究所『部落解放と教育の歴史』(一九七二年)二五三頁にも同趣旨の記述があるが、いずれも出典を明記していない。

(6) 井上清・渡部徹『米騒動の研究』第二巻(一九五六年)二二頁

(7) 同右、二六頁

三、今回の分析のねらい

ところで、『部落台帳』の存在そのものは、今日では広く知られている。たとえば、この十年間には大阪府下の各部落では地域の部落史の編纂が進んでいるが、近代の部落史についてふれた地域では、ほとんど『部落台帳』が引用

されている。いずれも、近代の被差別部落の実態を明らかにする不可欠の資料として引用されているが、それぞれの地域に関係する部分だけが全体から切りはなされて使われているために、それぞれの地域の実態が相対化されていない。すなわち、各地域が、大阪全体の被差別部落のなかでどのような特徴をもっているのが明確にならず、極端に言えば「自分の地域が、一番ひどい実態だ」と考えがちである。

また『部落台帳』を利用した論文・業績も、数少ないがある。しかしこの場合は、大阪全体を視野にいれているものの、たとえば職業や教育といったごく限られた項目についてのみ検討しているにすぎないので、大阪の被差別部落の実態を全体として明らかにするには、なお程遠い。

そこで、今回の分析においては、『部落台帳』の全項目について、全地域に大阪全体の被差別部落を検討の対象にすることにした(但、本報告の時点では、まだ全項目にわたる分析を終えていないので、中間的な報告にとどまらざるをえない)。

そのことによって初めて、各項目相互の相関関係(たとえば職業調と資産調)の検討が可能となるし、全国的な一般統計や部落調査の結果とも対比が可能となり、大正期の大阪の被差別部落像が明らかにすることができる。

そのことを通して、今日の部落解放理論をめぐる論争にも、一定の寄与をしていきたい。今日の解放理論、とくに部落差別のとらえ方をめぐる論争の根本は、国民的融合論のごとく戦前の部落差別の根柢を「近代日本社会の前近代的な経済・社会構造や、それと深くかかわる支配体制・政策」に求めるのか、それとも「封建的身分差別の遺制が明治以降の資本主義の搾取と支配の構造の中に組み込まれていった、かくして近代の部落問題に転化していった」とみるのか、という点にある。『部落台帳』の分析においては、たえずこの点にたちかえってみたい。

- (1) たとえば住吉支部『住吉部落の歴史』(一九七五年)、松原支部『しおとつ、いかにと』(一九七六年)、浅香の歴史をつくる会『浅香の歴史と生活』(一九七七年)、平野部落史研究会『やさしい平野部落の歴史』(一九七八年)、矢田部落史研究会『矢田部落の歴史』(一九七八年)、蛇草の歴史をつくる会『蛇草における生活と闘いの歴史』(一九八〇年)、東の歴史を掘り起す会『島村の歴史と生活』(一九八二年)、南王子水平社創立六十周年記念誌編集委員会『吾等の叫び』(一九八三年)、加島部落史研究会『あゝ解放の旗高く』(一九八三年)など。
- (2) たとえば(5)でふれた三つの文献。その他、八箇亮仁「大阪『葉村町、東権現町』の生活と子ども」(『大阪私立短期大学協会研究報告集』第十七集、一九八〇年十二

- 月)などがある。
- (3) 比較可能な戦前の全国的な部落統計としては、「特種部落ノ戸数、人口及部落数」(一九〇七年、『日本庶民生活史料集成』第二十五卷)、「全国細民部落概況」(一九一七年)、「全国部落概況」(一九一九年、河村竹三郎『部落の叫び』)、「部落ニ関スル諸統計」(一九二一年、『日本庶民生活史料集成』同前)、「全国部落調査」(一九三五年)などがある。
- (4) 馬原鉄男「日本の民主主義と部落問題研究の課題」(『部落問題研究』第七六輯)三〇頁。それ故に、国民的融合論によれば「今日部落差別は基本的に解決解消の方向をたどっている」ということになる(同前)。
- (5) 大賀正行「部落解放研究の当面する課題」(『部落解放研究』第三四号)二五頁。

四、「部落台帳」の分析(1)——人口など

① 戸数・人口
『部落台帳』には一九一五、一六、一七の三年間の戸数・人口(男女別)が記載されている。このうち一九一五年の戸数は一〇、一三二戸、同年の人口は四七、三八三人で、それぞれ大阪府全体の戸数・人口に占める割合は一・九七%、一・八四%である。

戸数別の部落数を示すと(表1)の通りである。一部落で五百戸以上もある大部落が三つもある反面で、十戸未満の小部落がないことなど、比較的に部落の規模が大きいことが、他府県と違った特徴といえよう。ただし、郡市ごとに見ると、大阪のなかでもそれぞれ差異がある。一つ一つの部落の形成の歴史性を背負っており、まさに部落差別はその形態において封建遺制であることは否定できない。

しかし分析を進めていくと、その内実はきわめて資本主義的な、階級的な矛盾と深く結びついており、けっして「封建的身分差別」がそのままが残っているのではない。

② 人口の自然増と社会増

『部落台帳』では、直接には人口の流出入について調査されていない。しかし、①でのべたように三年間の人口数が記載されており、また年ごとに「出生」「病死」「死産」の数が報告されているので、ここから「自然増」「社会増」の別が推計できる。これをまとめたのが、(表2)である。

ここでわかるように、この二年間に限って言えば、大阪の部落の人口増のうち自然増(出生マイナス病死)が占める割合は三〇・七%、社会増(人口増マナナス自然増)は六九・三%を占めており、人口増の主たる要因は社会増であった。これはほぼ予想された通りであったが、数字的に

表 1 戸数別部落分布表

	1戸～9戸	10戸～29戸	30戸～49戸	50戸～69戸	70戸～99戸	100戸～149戸	150戸～199戸	200戸～299戸	300戸～499戸	500戸～
大阪府 総計(56)	0	5	10	6	11	4	3	13	1	3
大阪市	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1
東成郡	6	0	1	0	1	1	0	2	0	0
西成郡	6	0	0	1	1	1	2	1	0	0
三島郡	10	0	1	2	2	0	0	1	0	0
豊能郡	11	0	2	3	2	0	0	0	0	0
南河内郡	3	0	0	0	1	0	0	2	0	0
中河内郡	6	0	0	0	1	0	0	4	1	0
北河内郡	4	0	1	0	1	0	0	1	0	0
泉北郡	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
泉南郡	6	0	0	0	2	1	1	2	0	0

表2 自然増・社会増

	1915年			1916年			合計			
	人口増	自然増	社会増	人口増	自然増	社会増	人口増	自然増	社会増	
大阪府	計	2,650	657	1,993	1,856	728	1,128	4,506	1,385(30.7)	3,121(69.3)
	男	816	357	459	1,102	380	722	1,918	737(38.4)	1,181(61.6)
	女	1,834	300	1,534	754	348	406	2,588	648(25.0)	1,940(75.0)
大阪市	計	2,110	189	1,921	1,124	201	923	3,234	390(12.1)	2,844(87.9)
	男	704	108	596	592	107	485	1,296	215(16.6)	1,081(83.4)
	女	1,406	81	1,325	532	94	438	1,938	175(9.0)	1,763(91.0)
東成郡	計	128	21	107	195	23	172	323	44(13.6)	279(86.4)
	男	80	14	66	106	16	90	186	30(16.0)	156(83.9)
	女	48	7	41	89	7	82	137	14(10.2)	123(89.8)
西成郡	計	71	22	49	45	15	30	116	37(31.9)	79(68.1)
	男	32	17	15	32	4	28	64	21(32.8)	43(67.2)
	女	39	5	34	13	11	2	52	16(30.8)	36(69.2)
三島郡	計	65	38	27	76	83	-7	141	121(85.8)	20(14.2)
	男	24	18	6	54	30	24	78	48(61.5)	30(30.5)
	女	41	20	21	22	53	-31	63	73(115.9)	-10(-15.9)
豊能郡	計	146	80	66	-15	82	-97	131	162(123.8)	-31(-23.8)
	男	77	45	32	-25	34	-59	52	79(151.9)	-27(-51.9)
	女	69	35	34	10	48	-38	79	83(105.1)	-4(-5.1)
南河内郡	計	2	49	-47	54	41	13	56	90(160.8)	-34(-60.8)
	男	4	31	-27	48	25	23	52	56(107.7)	-4(-7.7)
	女	-2	18	-20	6	16	-10	4	34(850.0)	-30(-750.0)
中河内郡	計	20	110	-90	58	66	-8	78	176(225.6)	-98(-125.0)
	男	-98	58	-156	53	46	7	-45	104(231.1)	-149(-331.1)
	女	118	52	66	5	20	-15	123	72(58.5)	51(41.5)
北河内郡	計	15	52	-37	31	29	2	46	81(176.1)	-35(-76.1)
	男	11	24	-13	4	16	-12	15	40(266.7)	-25(-116.7)
	女	4	28	-24	27	13	14	31	41(132.3)	-10(-32.3)
泉北郡	計	43	31	12	80	93	-13	123	124(100.8)	-1(-0.8)
	男	-13	14	-27	114	52	62	101	66(65.3)	35(34.7)
	女	56	17	39	-34	41	-75	22	58(263.6)	-36(-163.6)
泉南郡	計	50	65	-15	208	95	113	258	160(62.0)	98(38.0)
	男	-5	28	-33	124	50	74	119	78(65.5)	41(34.5)
	女	55	37	18	84	45	39	139	82(59.0)	57(41.0)

確認されたのは初めてであろう。近世の場合、部落の人口増の主たる原因は自然増とされているが、ここにも、同じ人口増とはいいながら、近世と近代とは別の法則がはたっていることがわかる。

その人口増だが、これも地域ごと都市ごとに見ていくとかなりの差異があり、すべての地域で社会増が自然増を上回っているわけではない。(表2)が示すように、大阪市と東成・西成両郡は社会増が自然増を大幅に上回っており、これが大阪の部落全体の傾向を形づくっている。逆に三島・泉南の両郡は社会増もみられるが、自然増が上回っている地域であり、この五郡市を除く五郡に共通しているのは、社会増がマイナスを示していることである。大阪の部落といっても、人口増の内容はこれだけ違う。主にそれぞれの地域の仕事、経済的基盤との関連でこのような差異が出てくると思われる。

またこの二年間の人口の増加率は、年平均人口千人あたりで実に四七・五人に達している。同時期(一九一五年から一九二〇年までの五年間)の大阪府全体の人口増加の割合は、やはり年平均にして人口千人あたり一一・二人にすぎず、四倍以上の値を示している。この時期いかに急激に、大阪市内の部落を中心に人口が増加していったかがわかる。ここにも「前近代的な経済・社会構造」(馬原、前

掲論文)からだけでは説明しきれない、近代の部落の姿がある。

なお、『部落台帳』からはこれ以上の人口移動の内容について知ることはできないが、一九二一年の「部落二開スル諸統計」からは次のようなことがわかる。第一に、大阪の部落に住む者のうち本籍地に住むものは五五・四%にすぎず、四四・二%は本籍地以外の部落に住んでおり、部落間相互の人口の移動はかなり激しいこと。第二に、部落に住んでいる者のうち部落外からの転入者が〇・八%あり、逆に部落に本籍をもつ者のうち一四・八%は部落外に住んでおり、わずかながらも部落内外の人口移動が始まっていること。第三に、しかし社会増(この場合は現住人口マイナス本籍人口)の大半(九九・一%)は他の部落からの流入であり、まだ部落差別の壁はきわめて厚かったこと、などである。

(1) 従来の分析によれば、人口増加の原因は自然増である。たとえば山本登「都市部落の人口と家族(住吉)」(『大阪の同和問題』第七八号、第八五号、一九六五年)、同「都市部落の人口と家族(加島)」(同前、第九二号、第一〇一、一九六六、七号)。しかし、これらはいずれも本籍人口をもとにしており、筆者自身がいうように実際の現住人口の推移を反映したものでなかった。

(2) たとえば社会増のうちに女性が六二%占めることなど、今後の検討課題は多い。

(3) 『大阪府統計書』各年度版

(4) 以上の積算の根拠と試算は、次の通りである。

- ① 本籍戸数 五、六〇二戸
- ② 現住戸数 九、七七三戸
- ③ 本籍人口 三〇、八六八人
- ④ 現住人口 四七、九〇九人
- ⑤ 部落外への転出 四、三一一人
- ⑥ 部落外からの流入 一八三人
- ⑦ 本籍・部落内現住人口 (①③-⑤) 二六、五五七人
- ⑧ 部落間移動人口 (④-⑥-⑦) 二一、一六九人

③ 資産調

『部落合帳』の資産調の項目では土地所有の規模と資産額を知ることができる。これを示したのが(表3)である。表3は、たて軸に資産の額を、よこ軸に土地所有の規模をとり、その相関関係をみることができるようにした。

特徴的なことは、全戸数の約半数(四七・六%)は一坪の土地も、一坪の資産も持たない、まったくの「無産者」である。また土地所有についてみれば、まったく土地をもたない者の割合は、八〇%をこえている。こうした数値が、はたして近世末期・近代初期からどのような変化をこ

げてきた結果なのかは、今のところ不明である。また、これらの数値と比較できるような大阪府全体もしくは全国的な統計をまだ探し出していないが、一九一七年当時に耕地をもつ農家が約三二万戸(六・八%)⁽²⁾あったことを考えあわせれば、部落の非土地所有戸数の割合がいかに高く、かつ土地所有規模も零細であったかが推測される。

たしかに部落の土地所有の零細性は、それぞれの被差別部落の形成と深くかわり、部落差別の歴史性に大きく影響されている。しかし土地所有の規模だけで部落内の階層構成をつかまえないのも、当然である。たとえば土地所有は極めて零細でありながら(二段未満)、他のどの土地所有者よりも大きな資産(二万円以上)をもつ階層が存在する。この階層(二〇八戸)の資産の内容は次の通りで、土地よりも家屋(非住宅・工場などを含む)の比重の力が高くなっている。

- 土地 九九八、一九九円(二七・二%)
- 家屋 三、九三二、一〇〇円(六七・八%)
- 動産 八七二、〇〇〇円(一五・〇%)

またこの階層は、いずれも大阪市内の部落に住んでおり、八〇%をこえる「無産者」(二、七二七戸、八三・九%)のなかにそびえたっている。

表 3 土地所有及び資産規模別戸数分布

(土地所有)	計	(無)														
		1段未満	1~2段	2~3段	3~4段	4~5段	5~6段	6~7段	7~8段	8~9段	9~10段	10~15段	15~20段			
[資産]	10,879	8,724	906	357	184	99	294	43	5	161	28	7	52	19		
	[100.0]	[80.2]	(42.0)	(16.6)	(8.5)	(4.6)	(13.6)	(2.0)	(0.2)	(7.5)	(1.3)	(0.3)	(2.4)	(0.9)		
		[8.3]	[8.3]	[3.3]	[1.7]	[0.9]	[8.7]	[0.4]	[0.0]	[1.5]	[0.3]	[0.1]	[0.5]	[0.2]		
(無)	5,175	5,175														
	[47.6]	[47.6]														
10円未満	410	410														
	[3.8]	[3.8]														
100~499円	1,459	1,141	231	46	41											
	[13.4]	[10.5]	[2.1]	[0.4]	[0.4]											
500~999円	780	244	282	254												
	[7.2]	[2.2]	[2.6]	[2.3]												
1,000~4,999円	833	105	171	46	143	57	156	15	5	112	45	28	7	23		
	[7.7]	[1.0]	[1.6]	[0.4]	[1.3]	[0.5]	[1.4]	[0.1]	[0.0]	[1.0]	[0.4]	[0.3]	[0.1]	[0.2]		
5,000~9,999円	292		11			30	138	28		45	28					
	[2.7]		[0.1]			[0.3]	[1.3]	[0.3]		[0.4]	[0.3]					
10,000~19,999円	70			11		12				4						
	[0.6]			[0.1]		[0.1]				[0.0]						
20,000~29,999円	187		187													
	[1.7]		[1.7]													
30,000~39,999円	21		21													
	[0.2]		[0.2]													
(不明)	191	191														
	[1.8]	[1.8]														

勿論、(表3)は大阪の全部落の総計を示したもので、各地域ごとの特徴を示すには別の集計の仕方が必要となるが、それは今後の課題である。

(1)『部落台帳』では各地域ごとに、土地・家屋・動産の所有の形態別に七通りにわけ、それぞれの土地所有、資産額の総額と戸数が示されており、これから平均値を出して集計したのが(表3)である。したがって、たとえば土地所有規模一五〜二〇段、資産額二万〜三万円の十四戸については、十四戸の平均値がここに位置するという意味であって、必ずしも二十段以上の土地をもつ者がいないことを示すわけではない。部落の階層分布の近似値を示すものの理解していただきたい。

(2)安藤良雄『近代日本経済史要覧・第二版』(東大出版会、一九七九年)一四頁。

④ 生活状態・低級民状態調

『部落台帳』では、生活状態調のなかで、全戸数を「中等以上生活者」「普通生活者」「下級生活者」の三つの概念で分類している。生活状態とは、主に収入による生活水準を示すと思われるが、このうち「中等以上」「普通」の概念は不明確で、比較的概念が明確となっていない。「下級生活者」である。

『部落台帳』によれば、「下級生活者」の内容は、以下

のような六通りである。

- (A) 乞食をなすもの
 - (B) 乞食をなさざるも、常に人の恵により生命を保つもの
 - (C) 自力により生活をなすも、充分常食を採り能わざるもの
 - (D) 残飯を以って常食となすもの
 - (E) 粥を常食とし、米麦以外の物資を以って飢えを凌ぐもの
 - (F) 以上の外、異様の食物を採り、飢えを凌ぐもの
- このような「下等生活者」は、大阪全体の部落戸数の二二・二%を占めている(表4)。
- また『部落台帳』では、この「中等」「普通」「下等」の分類とは別に、「低級民状態」という調査がある。これら『部落台帳』の記述に即して概念を整理すれば、次の九通りとなる。
- (a) 日収七十銭以下にして、家族多数あるため貧困なるもの
 - (b) 日収七十銭以下にして、病者あるため貧困なるもの
 - (c) 相当収入ありといえども、家族多数なるため貧困なるもの
 - (d) 相当収入ありといえども、病者あるため貧困なるもの

表 4 生活状態・低級民状態

(数値はすべて戸数)

	生活状態			低級民状態			生活状態・低級民状態						総戸数	
	中等以上生活者	普通生活者	下等生活者	日収70銭以下 家族多数	日収70銭以下 病者	相当収入 家族多数	相当収入 病者	相当収入 晴雨失業	遊惰	老幼婦	癩孤	廢不		計
大阪府総計	2,589 (23.7)	5,896 (54.0)	2,424 (22.2)	352 (17.9)	97 (5.5)	568 (33.3)	21 (1.2)	317 (17.9)	125 (7.1)	131 (7.4)	114 (6.4)	79 (4.2)	1,804 (100.0)	10,909 (100.0)
大阪市	220 (6.8)	2,792 (86.0)	236 (7.3)	68 (17.8)	66 (17.2)	80 (20.9)	0 (0.0)	104 (27.2)	13 (3.4)	18 (4.7)	18 (4.7)	16 (4.2)	383 (100.0)	3,248 (100.0)
東成郡	155 (19.2)	505 (62.5)	148 (18.3)	37 (33.0)	0 (0.0)	46 (41.1)	0 (0.0)	6 (5.4)	6 (0.9)	1 (10.7)	12 (3.6)	4 (3.6)	112 (100.0)	807 (100.0)
西成郡	150 (17.5)	587 (68.6)	119 (13.9)	52 (23.1)	23 (10.2)	59 (26.2)	0 (0.0)	28 (12.4)	22 (9.8)	18 (0.0)	12 (5.3)	11 (4.9)	225 (100.0)	856 (100.0)
三島郡	114 (16.2)	271 (38.4)	320 (45.4)	195 (57.8)	8 (2.9)	52 (18.9)	5 (1.8)	26 (9.5)	7 (2.5)	8 (2.9)	7 (2.5)	3 (1.1)	311 (100.0)	705 (100.0)
豊能郡	82 (14.4)	382 (67.1)	105 (18.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (32.8)	0 (0.0)	19 (31.1)	5 (8.2)	3 (4.9)	5 (8.2)	9 (14.8)	61 (100.0)	569 (100.0)
南河内郡	185 (32.1)	153 (26.5)	239 (41.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	58 (61.1)	0 (0.0)	13 (13.7)	2 (6.3)	6 (6.3)	13 (13.7)	3 (3.2)	95 (100.0)	577 (100.0)
中河内郡	317 (23.3)	505 (37.2)	537 (39.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	89 (30.2)	9 (3.1)	101 (34.2)	52 (17.6)	27 (9.2)	10 (3.4)	7 (2.4)	295 (100.0)	1,359 (100.0)
北河内郡	14 (3.3)	306 (73.2)	98 (23.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	53 (74.6)	2 (2.8)	5 (7.0)	8 (11.3)	2 (2.8)	1 (1.4)	0 (0.0)	71 (100.0)	418 (100.0)
泉北郡	865 (64.6)	0 (0.0)	474 (35.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (43.7)	32 (31.1)	26 (25.2)	103 (100.0)	1,339 (100.0)
泉南郡	487 (47.2)	396 (38.4)	148 (14.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (75.0)	5 (3.4)	15 (10.1)	10 (6.8)	3 (2.0)	4 (2.7)	0 (0.0)	148 (100.0)	1,031 (100.0)

それぞれ九・七％、〇・八％、全国平均は一三・〇％、一・三％となり、部落の数値のほうが高くなっている。この点についてはなお検討の余地がある。

また出席歩合についてみれば、歴然とした差がみられる。一九一八年当時大阪府全体の学齢児童の就学歩合は九六・九％であったが、大阪の部落の場合、出席歩合が九〇％をこえている地域はわずかに一五地域にすぎず、三〇％に満たない地域さえあった。これではいかに在学者数が多くても、実際上は教育の機会均等を奪われていることにはかならなかつた。

(一) たとえば尋常小学校の場合、部落の方が全人口に占める就学年齢の比そのものが高いくとも考えられるが、未検討である。また高等小学校の場合、『部落台帳』ではかなり補助的な教育機関(青年学校など)に在学者者が含まれているのではないかと考えられる。

(二) 『大阪朝日新聞』一九二二年五月九月「学齢児童の就学状況」より。

⑥ 差別意識

『部落台帳』の記述そのものがきわめて差別的であることは前にもふれた。そしてそれは、当時の部落にたいする差別意識を反映しており、その特徴を知る手がかりとなる。

四、「部落台帳」の分析(2)——職業調

① 職業分類の分析方法

『部落台帳』には、地域ごとに各職種の世帯数およびその家族数が未整理のまま記入されている。しかも、各職種の就業者数は、一部を除いて明らかでない。また、職種の中には「農業」「職工」ときわめて一般的に記されているだけのものがあり、その具体的内容が明らかでないものも数多い。さらに、各職種の収入が明らかでない点は、部落の生活水準を知る上で決定的な弱点となっている。

こうした『部落台帳』自体の限界にもかかわらず「職業調」を分析することは、大正期大阪府下の部落の労働・生活構造を知る上で十分な資料となるだろう。

次に職業分類の方法であるが、ここでは二通りの分類を行う。一つは、一九二〇(大正九)から始まる国勢調査との比較を行うため、国勢調査の職業分類方法すなわち「産業別の職業分類」を行う。しかし、この方法にのみ依ることには、後で述べるように、就業状態がわからない。そこでさらに、当時の内務省が実施した全国部落調査とはほぼ同様の方法をとった。すなわち産業ごとに分類し、さらに「力役」「雑業」の項目をもうけて分類した。この「力

その特徴の一つは、いわゆる「貧困」にかかわる記述が多いことである。いわく、「貧困ニシテ新調ハ勿論古衣ヲ購求スルノ資力ナシ」(衣服)、「不潔ノ衣服ヲ着用スヲ着替フルニ衣ナク又買求ムルノ資力ナシ」(同)等々。

また『社会と救済』のある論説には、「同じ帝国の臣民たる同胞に対して、単に因襲の上から、或は感情の上から、之を疎外するなどは甚だ心得違いの次第であるが、而も部(落)、民の状態を見ると、理智の上よりして疎外する(こ)とを余儀なくされる」(傍点引用者)と、封建的な差別観念(「因襲」「感情」)が、部落の差別された実態によって裏打ちされていることを告白している。

このように同じ差別観念といっても、たんに封建的な賤民身分にかかわる意識がひとり歩きしているのではなく、それが必ず「貧困」「不潔」「無学」といった、資本主義社会の矛盾と結びついた差別観念に裏うちされ、時にはそれが、主要な内容とさえなっていることを示している。これでも国民的融合論は、部落差別を「前近代的な経済・社会構造」(馬原前掲書)との関係だけで残ってきたのだろうか。

(一) 伊藤子良「部落改善私語」(『社会と救済』第四巻第一号、一九二〇年四月) 六六頁。

役「雑業」について、隅谷三喜男氏は、「家父長制や擬制的親分子分関係に強く規制され、近代的賃労働関係とは区別されるべきものを含んで」おり、その職種としては「小工業や零細家内工業の労働者、小売商、サービス業の従事者、職人等の手伝、土建その他の人足、日雇等々」であるという。すなわち、「力役」「雑業」は、不安定な就業形態および収入も不定期であるような職種をさす。この分類方法はその意味で、「産業別の職業分類」に比べ、「就業形態を加味した分類」であるといえよう。しかし、どの職業が「力役」「雑業」に入っているかは、ある程度主観的判断によらざるをえなかつた。

以下、「産業別の職業分類」および「就業形態を加味した職業分類」の二方法によって分類、検討し、さらに各産業ごとの職業構成についても分析を加えることにする。

② 職業構成の概観

表⑥は、部落の世帯主の産業別の職業構成を郡市ごとに示したものである。表⑦は一九二〇年国勢調査で、各都市ごとの就業者の職業構成である。表⑧において、全国の職業構成と大阪府を比較すると、大阪府は農業の割合はきわめて少なく、他方で工業・商業の割合が大きい。とりわけ大阪市、東成郡、西成郡はその傾向が強い。

表⑥と表⑦を比較してみると、大阪府全体では、部落の世帯主の職業構成と、国勢調査結果との間には、農業・工業・商業についてはそれほど大差はない。しかし、後でみるように、各産業の内部構成には大きな質的相違があるのであって、この分類方法では、そうした点を無視してしまふことになる。

また、公務自由業・其他ノ有業者については、違いは大きい。部落において、公務自由業が少ないのは、官吏、僧侶、医師、教師などが極端に少ないことの証左である。他方、其他ノ有業者が多いのは、日傭業（日稼、手伝い）が多いことを示している。

部落産業について表⑥をみると、工業に従事する世帯主（全体の四三・五％）のうち、部落産業関連工業に従事する者がその大部分を占めている（全体の三七・三％、工業従事者中の八五・七％）。また商業（全体の二二・二％）においても、部落産業関連商業は三分の一を占めている（全体の七・二％、商業従事世帯主の三二・六％）。

各産業内部の職業構成において、部落と一般地域との間には大きな質的相違があることは次にみることになるが、ここではまず大阪府下の部落の職業構成が、大阪府全体の就業構造に類似していることの意味について問わねばならないであろう。すなわち、当時大阪は日本の工業化の中心

地であり、部落といえども工業化の波にのみこまれたつあったことを示している。ただし、工業化の波にいかにもこまれたかについては、一般地域とは質的な相違がある。

次にその点を検討しよう。表⑧は、「力役」「雑業」を含めた「就業形態を加味した職業分類」である。「力役」に属する主な職業は、農業では「農日稼」「農雑」、工業では「土方」等、交通業では「仲士」「車夫」、其他ノ有業者では「日稼」「日傭」「手伝」等である。「雑業」には、一般工業では「傘直」「羅宇仕替」等、部落産業関連工業では「下駄直」「靴直」、商業では「行商」「古物商・屑物商」、公務自由業では「遊芸」「売卜ノ者」、其他ノ有業者では「雑業」「風呂焚」等である。

表⑧は、『部落台帳』が作成されたほぼ同時期の内務省の部落調査をはじめとするいくつかの統計である。表⑨において、全国の部落の世帯主の職業構成に比べ、大阪府下の部落では、農業が少なく、工業・商業の割合が高い。また、力役・雑業の合計も一〇～一八％程度多い。

表⑨の大阪府のA（大正八年）とC（大正十年）を比べると、商業・力役・雑業の戸数はほぼ同じであるが、農業戸数が五百戸、工業戸数が千戸減少している。いずれも内務省調査であるが、この相違の理由は何であろうか。考えられることは、一つは内務省の調査地区数が異なっていた

ということ、もう一つは第一次大戦後の戦後恐慌の影響である。仮りに後者であるとすれば、全国の部落の職業構成は一九一九年と二一年ではほぼ同じであるのに対し、大阪府が大きく変化したことになる。すなわち、大阪府下の部落の職業構成は景気変動に大きく左右されたことをうかがわせる。これは大阪府下の部落の経済生活は資本主義経済に強く包摂されていたことを物語っているが、工業就業世帯数の急激な減少は、部落産業関連工業がきわめて弱小であったことを示している。この点についてはさらに検討を要するといえる。

表⑩の大阪府全体の職業構成と表⑨のA（大正八年）を比較すると表⑩のようになる。ここでは、農業、力役、雑業の世帯数はほぼ同じであるが、工業、商業ではかなりの差がみられる。この理由についてはよく分らない。内務省調査の調査地域および職業分類方法について検討しなければ明らかにできないであろう。

表⑩の各都市を農業従事世帯数で分類すると、第一グループ（農業従事世帯数〇％）Ⅱ大阪市、第二グループ（同一五～一〇％）Ⅲ東成郡・西成郡、第三グループ（同一五～三〇％）Ⅳ南河内郡・中河内郡・北河内郡・泉北郡、第四グループ（同一五〇％以上）Ⅴ三島郡・豊能郡・泉南郡の四グループに分類できる。

都市近郊地域である東成郡、西成郡の職業構成は、工業がわずか一〇％強、力役、雑業が六五～七〇％である点においても類似している。

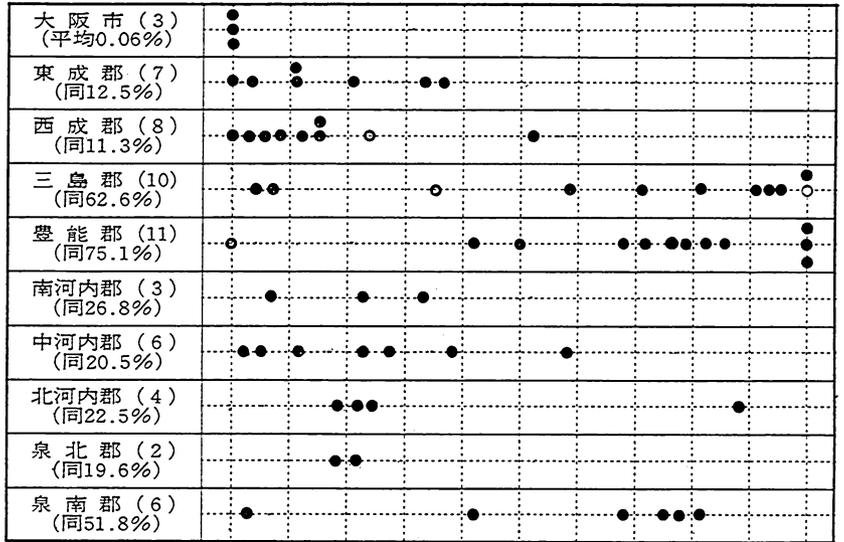
農村地域は、第三グループと第四グループに二分でき、そのうち第四グループは農業を主たる生業にしていると考えられる。第三グループの四郡は農業がわずか二〇％前後であり、農業は決して主要な位置を占めない。したがって、他の産業の比重が高くなる。しかし、この四郡は力役・雑業の合計がいずれも三〇％を越える（南河内郡四四・五％、中河内郡三四・七％、北河内郡六四・一％、泉北郡四六・二％）こと以外は何ら共通性はない。

以上のように、各都市は四グループに分類できる。しかし、農村地域については各郡ごとに十分に類型化しようものではない。すなわち、同一郡内でも各部落ごとに職業構成はかなり異なると思われる。この点をも含め、次に各産業ごとに分析を進めてみる。

③ 農業

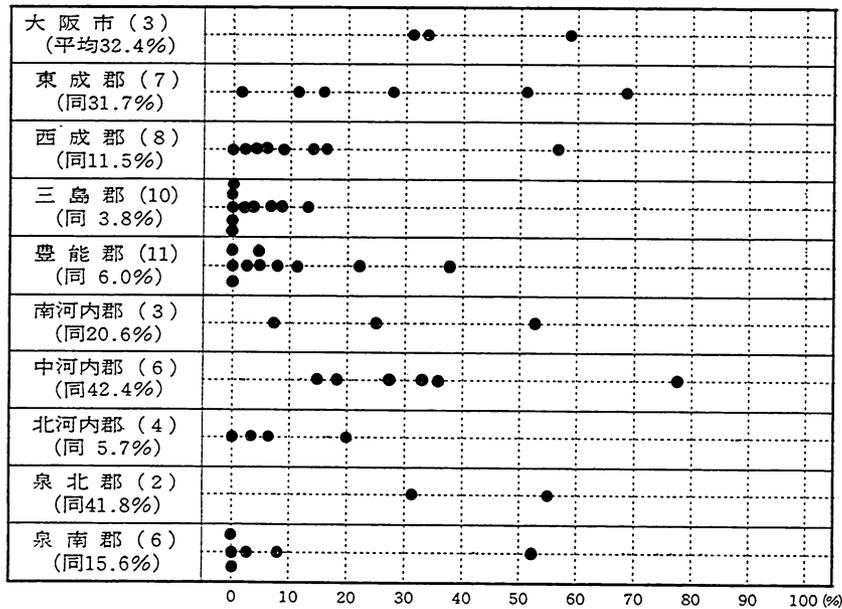
表⑪は、農業従事世帯数の郡市ごとの内わけである。職種のところ「農業」と記されているものは、『部落台帳』そのものの記述であり、その内容が地主・自作農・小作農・農日稼のいずれであるかは不明である。また地域に

図1 地域ごとの農業就業世帯数の割合



(1) 西成郡南方、農業戸数は52.9%あるが、農日稼・農雑を除くと24.9%(17/70×100)となる。
 (2) 三島郡新北町、農業131戸のうち植木業49戸、それを除くと農作は35.7%(82/230×100)となる。
 (3) 豊能郡北之口、農業83.1%(54×65×100)のうち、全て植木業、農作はない。

図2 地域ごとの履物業に従事する世帯数の割合 (大阪府平均26.7%)



より「農日稼」に入っているべき者が「日稼」として分類されている可能性もある。

こうした調査上の限界を考慮しつつ、農業を少したち入って分析しておく。

先に、農業従事世帯数の割合によって各郡市を四グループに分類したが、その際、同一郡内でも地域によって、農業の占める割合が異なるであろうことを述べた。図1は、各部落について、世帯主の職業のうち農業の占める割合を示したものである。この図から大きく五グループに分類できる。第一グループ⇨大阪市(都市型)、第二グループ⇨東成郡・西成郡(都市近郊型)、三島郡以下農村地帯の七郡については、第三グループ⇨農作が六〇%以上の地域、第四グループ⇨同じく一五〜五〇%の地域、第五グループ⇨同じく〇〜一五%の地区に三分できる。

このように、同じ農村地帯とはいえ、各地域の職業構成にはかなりの相違がある。この点については、さらに各地域ごとの職業構成の分析を必要とするが、それは今後の課題にゆずらう。

農村地帯において、各地域ごとにその職業構成が異なっていることは、近代以前において、部落の社会経済構造は、各地域ごとに相違していたことを示唆する。他方、大阪府、東成郡、西成郡に農業従事世帯数が少ないのは、近

代以前においてそうであった地域があったとはいえ、やはり資本主義化の中で農業から放出され力役・雑業層として相対的過剰人口の貯水池を形成したと考えられる。この点については、力役・雑業の項で再度ふれることにする。

次に、農作の中で小作農、農日稼・農雑が占める割合をみておこう。『部落台帳』では、農業および農業兼業として、就業形態を区別していない地域が多い。また、農日稼・農雑を日稼に一括して記入している可能性もある。

表⑩は、自作農、小作農、農日稼、農雑の区別が明記されている地域についてのみ、まとめた表である。大阪府下一四地域の農作戸数五九八戸のうち農日稼・農雑は一五二戸で二五・三%存在する。泉南郡の一地域(多奈川)には、日稼が四八戸あり、その一部は農日稼であると考えられる。それを考慮すると、二五・三%という数字はさらに多くなるであろう。自作農、小作農の割合は、二地域で明記されていないため把握できない。しかし、記入されている自作農、小作農の比はおよそ三対一七となる。農業七六戸の内わけもほぼ同様の比であると仮定すれば、一四地域では、自作農一一・一%、小作農六三・四%、そして農日稼・農雑が二五・三%となる。一九二〇年の国勢調査結果では農日稼・農雑の割合は不明なので、比較はできない。しかし、いずれにしろ、農業では小作農、農日稼・農雑など

低所得者層が圧倒的に多数を占めていたことはまちがいない。

ところで、三島郡新北町は全三三〇戸（うち農業戸数一三二戸）中、植木業四九戸（二一・三％）であり、豊能郡北ノ口では全戸数六五戸（うち農業五四戸）中、植木業五四戸（八三・一％）を占め農作はまったくくない。この二地区は植木業を生業とすることで生活基盤の安定を計ったと考えられる。

④ 工業

表⑩は、各郡市の部落の工業従事世帯数を示したものである。これは、国勢調査の「産業ごとの職業分類」に基づいての分類したものであるが、就業形態にも注意を払う、業主、職工、職人、力役、雑業の分類をも示しておいた。

産業ごとの分類でいくと、大阪府下の部落の世帯数の四三・五％（四七三八戸）が工業に従事していたことになり、これは大阪府全体の就業者のうちの工業就業者の割合（四一・八％）とはほぼ同じということになる（表⑥・表⑦参照）。だが、部落の場合、就業が不安定で収入も不定期にしか得られぬ、力役、雑業がかなり含まれており、これを除いた工業従事世帯数は二九六〇戸、全体の二七・一％となる（表⑩）。しかも又、工業の大部分は、いわゆる

部落産業関連工業に限定されている（産業分類でいくと、全戸数中、一般工業六・一％、部落産業関連工業は三七・三％）。

表⑩は、一般工業に従事している世帯主六六九人（部落の全世帯数の六・一％）を就業形態別に分類したものである。力役・雑業（その主な職種は、土方、鉄道工夫、羅宇仕替、傘直し）が、半数以上も占めている。また、一般産業に従事する業主はわずか二〇戸にすぎない。その職種は、西洋洗濯屋（大阪市）土方請負（大阪市、西成郡）瓦製造（泉南郡）などである。また職工もわずか一八一名である。しかし、世帯主以外の就業者には、世帯主以上に一般工業への職工としての進出が、わずかながら増加していたと思われる。たとえば、泉北郡南王子村では織物職工は、世帯主一〇名の外、男子一名女子八名を数える。また、泉南郡島村では、職工紡績は、世帯主一名の外、男子四八名を数えている。しかし、全体として、力役、雑業的な職種を除いては、一般産業へ部落民が進出するのはきわめて困難な状況であつたと考えられる。しかもまた、各郡市によって、その進出の程度もかなり差が大きい。

次に部落産業関連工業をみていく。表⑩においてわかるように、部落産業とはいえ各郡市によって、かなり相違がある。四〇％を越える郡市（大阪市、東成郡、西成郡、

中河内郡、泉北郡）、二五％前後（南河内郡）、二〇％以下（三島郡、豊能郡、北河内郡、泉南郡）の三グループに分けられる。北河内郡はこのうち最も部落産業関連工業の割合が少なく、わずか六・二％（二六戸）にすぎない。

表⑩は、産業ごとの世帯数をさらに整理し直した表である。大阪府下全体では、履物業が七一・四％、皮革業が一八・三％を占め両者を合わせると九〇％近くを占めることになる。皮革業は、特定地域への集中がみられる。大阪市の西浜町・木津北島町、隣接するこの二地区に六五三世帯が集中している。履物業は、比較的各郡市に分散しているとはいえず、大阪市、中河内郡、泉北郡の三郡市で全体の四分の三（七五・三％）を占めている。また、各郡市ごとの全世帯数に占める履物業の割合は三〇％を越える郡市は、東成郡、中河内郡、泉北郡の四郡であるが、それでもこれらの郡内の各地域によってかなり世帯数の割合が異なっている（図二）。

表⑩は、就業形態別に、部落産業関連工業の世帯数を分類したものである。業主の数はほぼこのとおりであるが、職工、職人、雑業の数は就業者全員を考慮すると二倍程度に増加するであろう。

また、業主のうちでも、自営業よりも職工を多数かかえる資本家の存在がいくつみられる。たとえば、大阪市の

皮革業、屠畜業、靴製造業、西成郡の燐寸業、膠製造業等である。とりわけ、大阪市西浜町・木津北島町の皮革業、靴製造業は、就業世帯数が多く、近代的賃金労働者の形成を示唆している。

他方、下駄職、鼻緒職の雇用関係は、後でみる商業の下駄商、鼻緒商との間で、問屋制家内工業として存在していた。全体として、部落産業関連工業においては、少数の業種を除くと、大部分の世帯主は職工、職人、雑業に三分されて存在していたのである。

このように、工業においては、まず第一に部落民の一般工業への進出はきわめて困難であった。部落内産業関連工業内においては、近代的な資本＝賃労働関係（皮革業、靴製造業等）および問屋制家内工業（下駄製造業等）が存在し、また、下駄直し等雑業層は、過剰人口の貯水池的役割を任っていたと考えられよう。

⑤ 商業

表⑪は、商業について分類したものである。ここでも、工業と同じように、一般商業と部落産業関連商業を区別し、行商、古物商、屑物商は雑業に入れるものとして、明記しておいた。

商業は、大阪府下全部の世帯数の二二・二％である。

これらの内わけをさらにみていくと、食料品販売業全体（食料品販売、食料品行商、煮売業）は七九三戸で、商業の三二・七％を占める（牛肉商、同行商を含めると九七八戸、四〇・三％）。部落産業関連商業が七九〇戸で三二・六％、次いで、古物・屑物商およびその行商が、五三六戸で二二・一％を占める。

食料品販売は、供給先として地域外と地域内の両者が考えられる。部落が部落外の社会から差別され、全体として生活水準が低かったことは、一般に言われているとおりであるが、この場合、食料はいかにして需要されたであろうか。生活が苦しければそれだけ部落内での仲間間の協力、助け合いによって生活をやりくりしたのであろう。だが、他方で、食品販売業とりわけ米商等は、食生活の中心となる米を扱うがゆえに、時には部落内の貧しい人々たちを金銭上支配することになりはしなかったであろうか。とりわけ、農業従事世帯数が少なく全人口の多い部落では、一方で貧しい部落民の共同体が形成され、他方で、一部の食料品販売業者（たとえば米商）による生活支配が形成されはしなかったであろうか。この視点についてはさらに検討を要する。

次に部落産業関連商業であるが、特に大阪市に皮革商の多い点におどろかされる。下駄商等は、下駄職同様に全て

か得られない「職種であることは先にも述べたが隅谷氏は、さらに「男子を中心とする場合、とくに大工業地帯である京浜の場合には、この雑業に分類されるべきものは三〇％にも達している」「過剰人口の貯水池は農村である以上に雑業であるといわねばならない」という。

部落においても同じく、力役、雑業層は大阪府下で平均三八・二％存在した（表⑩）。都市の雑業層が過剰人口の貯水池であったと同様に、部落も過剰人口の貯水池であったといえよう。しかし、都市雑業層は賃労働者として上昇しうる可能性を常にもっていたのに対し、部落内の力役・雑業層は、差別によってそうした可能性は閉ざされていた。すなわち、流入口はあるが流出口のない過剰人口の貯水池として存在せしめられたのであった。この点についても、さらに具体的に分析を行う必要がある。

- (1) 農業、水産業、工業、商業、公務自由業、其他の有業者、無職業の7分類。一九二〇年からはじまる国勢調査での職業分類方法については、内閣統計局『大正九年国勢調査職業名鑑』（昭和六年）をはじめ、いくつかの資料がある。

- (2) 農業、水産業、工業、商業、交通業、公務自由業、力役、雑業、無職業の9分類。

- (3) 『隅谷三喜男』日本の労働問題』（一九六七年、六六頁）。隅谷氏の場合、「力役」「雑業」両者を、一括して広義に

の都市に分散しているが、それは単に下駄販売だけではなく、製造の面においても問屋制家内工業をとうして下駄職人を従属させていたことをうかがわせる。

商業について、検討すべき点はさらにいくつがあるが、今後の課題とする。

⑩ 公務自由業

表⑩は、公務自由業の就業世帯数の内わけである。先に部落の公務自由業の就業世帯数の割合は、大阪府全体の割合よりも低いことは指摘した。ここでは、その内実をみていこう。大阪府下の全部落五六地域で、公吏三名、僧侶三八名、医者九名、教師一名、保母長一名にすぎない。僧侶は、木津北島町、西浜町で九名である。これは、地域の規模が大きかったこと、皮革業を中心として経済力が比較的豊かであったことの反映であろう。この西浜町、木津北島町を除いても、ほぼ全部落に寺が存在していたにもかかわらず、僧侶は二地区に一名の割合であった。

これらの職種の人数が少ないのは、部落は宗教・医療・教育の面でも差別されていたことの証左である。

⑪ 力役、雑業

力役・雑業は、「就業形態が不安定で収入も不定期にし

「雑業」と述べている。

- (4) 内務省が実施した都市細民調査（一九二二年、一九二三年）、全国部落調査では、「力役」「雑業」を使って職業分類を行っている。しかし、分類方法についての資料は今のところみい出されていない。また、「力役」「雑業」を使って、部落の職業分類を行ったいくつかの研究においても、研究者により分類は若干異なっている。

- (5) 隅谷、前掲書、六七頁。

- (6) 同右、七〇頁。

五、今後の課題

今回の報告は、まだ中間的なものである。今後はさらに、①やり残している全項目について集計をやりきることに、②各項目間の相関を明らかにすること、③各地域ごと、都市ごとに一定の仮説（類型化）をたて、総合的な部落像を明らかにすること、④各数値と比較できるような一般調査と対比することによって、大阪全体の部落像を明らかにすること、⑤この調査の後、数年にして燎原の火の如く広がった水平運動との関連も検討されなければならない。

(記) なお、今回『部落台帳』分析のための研究会に参加したのは朝治武、中尾健次、福原宏幸、渡辺俊雄の四名であるが、この報告は福原、渡辺が中心にまとめた。

表 6 大阪府下部落の世帯主の

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡
I 農 業	2(0.06)	101(12.5)	97(11.3)	440(62.6)	426(75.1)
II 水 産 業	0(0.0)	2(0.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
III 工 業	1,976(60.8)	345(42.7)	378(44.2)	167(23.8)	56(9.9)
{ 部落産業関連工業	{ 1,795(55.2)	{ 268(33.2)	{ 294(34.4)	{ 190(12.8)	{ 51(9.0)
{ 一般工業	{ 181(5.5)	{ 77(9.5)	{ 84(9.8)	{ 77(11.0)	{ 5(0.9)
IV 商 業	844(26.0)	274(33.9)	216(25.3)	48(6.8)	33(5.8)
{ 部落産業関連商業	{ 481	{ 6	{ 20	{ 31	{ 11
{ 其ノ他ノ商業	{ 363	{ 268	{ 196	{ 17	{ 22
V 交 通 業	168(5.2)	35(4.3)	33(3.9)	5(0.7)	17(3.0)
{ 運輸業一般	{ 3	{ 2	{ 1	{ 0	{ 0
{ 力役の運輸業	{ 165	{ 33	{ 32	{ 5	{ 17
VI 公務自由業	70(2.6)	11(1.4)	11(1.3)	8(1.1)	6(1.1)
VII 其ノ他ノ有業者	168(5.2)	28(3.5)	117(13.7)	33(4.7)	29(5.1)
{ 日 傭 業	{ 147	{ 25	{ 117	{ 11	{ 29
{ 其 他	{ 21	{ 3	{ 0	{ 22	{ 0
VIII 無 職 業	21(0.6)	12(1.5)	3(0.4)	2(0.3)	0(0.0)
合 計	3,249(100)	808(100)	855(100)	703(100)	567(100)

職業構成 I 一産業別分類戸数 (%)

南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
155(26.8)	279(20.5)	74(22.5)	262(19.6)	534(51.8)	2,390(21.9)
0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	3(0.2)	5(0.5)	10(0.09)
156(26.9)	681(50.1)	63(15.1)	658(49.3)	258(25.0)	4,738(43.5)
{ 151(26.1)	{ 651(47.9)	{ 26(6.2)	{ 573(42.9)	{ 170(16.5)	{ 4,069(37.3)
{ 5(0.9)	{ 30(2.2)	{ 37(8.9)	{ 85(16.4)	{ 88(8.5)	{ 669(6.1)
184(31.8)	291(21.4)	177(42.3)	269(42.3)	88(8.5)	2,424(22.2)
{ 126	{ 32	{ 23	{ 43	{ 17	{ 790
{ 58	{ 259	{ 154	{ 226	{ 71	{ 1,634
19(3.3)	7(0.5)	6(1.4)	53(4.0)	9(0.9)	352(3.2)
{ 0	{ 0	{ 0	{ 0	{ 6	{ 12
{ 19	{ 7	{ 6	{ 53	{ 3	{ 340
5(0.9)	23(1.7)	1(0.2)	15(1.1)	6(0.6)	156(1.4)
52(9.0)	63(4.6)	76(18.2)	75(5.6)	126(12.2)	767(7.0)
{ 52	{ 61	{ 67	{ 0	{ 85	{ 594
{ 0	{ 2	{ 9	{ 75	{ 41	{ 173
8(1.4)	15(1.1)	1(0.2)	0(0.0)	5(0.5)	67(0.6)
579(100)	1,359(100)	418(100)	1,335(100)	1,031(100)	10,904(100)

内閣統計局『大正9年国勢調査職業名鑑』(1931年)より分類

表 7 1920年大阪府及び

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡
農 業	0.8	10.2	5.4	58.3	51.8
水 産 業	0.08	0.07	0.31	0.13	0.05
鉱 業	0.28	0.33	0.4	0.05	0.13
工 業	41.0	52.0	57.1	18.3	16.2
商 業	33.6	20.9	18.3	9.3	15.4
交 通 業	9.0	5.4	7.8	4.6	3.8
公務自由業	7.8	5.6	5.1	5.8	6.4
其他ノ有業者	1.7	1.1	1.8	1.0	1.7
家事使用人	0.11	0.1	0.09	0.05	0.13
無 職 業	3.7	4.2	3.7	2.3	4.4
計	100	100	100	100	100
就 業 総 数	587,316人	94,937	132,572	39,676	28,607

全国の産業別職業構成

(%)

南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡(※)	泉南郡	大阪府	全 国
31.9	42.7	54.3	40.5	28.1	14.1	52.2
0.03	0.03	0.09	0.8	3.3	0.4	2.2
0.13	0.06	0.1	0.1	0.2	0.25	1.8
23.8	33.0	20.3	35.0	45.1	41.8	19.5
10.6	12.0	11.7	11.1	11.2	24.5	12.1
2.6	2.9	3.8	2.4	3.5	6.9	3.8
5.1	4.3	5.3	5.2	11.3	6.5	4.3
1.5	1.3	1.6	1.8	1.7	1.6	1.8
0.05	0.9	0.06	0.14	0.07	0.1	0.09
2.9	3.3	2.8	2.9	3.2	3.8	2.1
100	100	100	100	100	100	100
41,843	49,122	41,603	49,350	66,443	1,170,281	27,089千人

※ 堺市は含まれていない。

『大正9年国勢調査報告書』より作成

表 8 大阪府下部落の世帯主の職業構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡
I 農 業	2(0.06)	69(8.5)	60(7.0)	400(56.9)	426(75.1)
II 水 産 業	0(0.0)	2(0.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
III 工 業	1,538(47.3)	97(12.0)	123(14.4)	70(10.0)	15(2.6)
{ 部落産業関連工業	{ 1,380	{ 78	{ 108	{ 66	{ 13
{ 一般工業	{ 158	{ 19	{ 15	{ 4	{ 2
IV 商 業	732(22.5)	56(6.9)	89(10.4)	40(5.7)	29(5.1)
{ 部落産業関連商業	{ 481	{ 5	{ 16	{ 31	{ 11
{ 其他ノ商業	{ 251	{ 51	{ 73	{ 9	{ 18
V 交 通 業	3(0.0)	2(0.2)	1(0.1)	0(0.0)	0(0.0)
VI 公務自由業	69(2.1)	10(1.2)	10(1.2)	8(1.1)	6(1.1)
VII 力 役 (1)	327(10.1)	148(18.3)	240(28.1)	129(18.3)	49(8.6)
	} (27.2)	} (69.3)	} (66.6)	} (26.0)	} (16.0)
VIII 雑 業 (2)	557(17.1)	412(51.0)	329(38.5)	54(7.7)	42(7.4)
IX 無 職 業	21(0.6)	12(1.5)	3(0.4)	2(0.3)	0(0.0)
合 計	3,249(100)	808(100)	855(100)	703(100)	567(100)

- (1) 力役には、農業からは農日稼、農雑、工業からは土方など、交通業からは仲
(2) 雑業には、工業からは羅宇仕替、傘直、下駄直など、商業からは行商、古物
はいる。

II—就業形態を加味した分類戸数(%)

南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
155(26.8)	279(20.5)	94(22.5)	220(16.5)	533(51.7)	2,238(20.5)
0(0)	0(0.0)	0(0.0)	3(0.2)	5(0.5)	10(0.09)
78(13.5)	497(36.6)	13(3.1)	400(30.0)	210(20.4)	3,041(27.9)
{ 75	{ 490	{ 13	{ 340	{ 161	{ 2,724
{ 3	{ 7	{ 0	{ 60	{ 49	{ 317
82(14.2)	75(5.5)	41(9.8)	90(6.7)	67(6.5)	1,301(11.9)
{ 61	{ 29	{ 23	{ 7	{ 17	{ 681
{ 21	{ 46	{ 18	{ 83	{ 50	{ 620
0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	6(0.6)	12(0.11)
5(0.9)	23(1.7)	1(0.2)	14(1.0)	6(0.6)	152(1.4)
72(12.4)	27(6.4)	110(26.3)	95(7.1)	122(11.8)	1,379(12.6)
} (43.3)	} (34.6)	} (64.1)	} (45.5)	} (19.3)	} (37.4)
179(30.9)	383(28.2)	158(37.8)	513(38.4)	77(7.5)	2,704(24.8)
8(1.4)	15(1.1)	1(0.2)	0(0.0)	5(0.5)	67(0.6)
579(100)	1,359(100)	418(100)	1,335(100)	1,031(100)	10,904(100)

仕、車夫、其他の有業者からは日稼などがはいる。
商、屑物商、公務自由業からは遊芸など、雑業からは雑業、風呂焚などが

表9 部落の世帯主の職業構成に関する諸統計

戸数(%)

	全 国			大 阪 府			
	A (大正8年)	B (大正8年)	C (大正10年)	A (大正8年)	C (大正10年)	D (大正6年)	
農 業	69,413(46.3)	69,200(46.5)	74,872(48.5)	2,511(23.1)	2,053(21.0)	2,014(26.5)	
漁 業	3,685(2.5)	3,670(2.5)	4,042(2.6)	29(0.3)	29(0.3)	—	
工 業	11,267(7.5)	11,153(7.5)	12,768(8.3)	1,895(17.5)	804(8.2)	2,755(32.2)	
商 業	17,341(11.6)	17,194(11.6)	18,765(12.2)	1,974(18.2)	2,245(23.0)	1,871(24.6)	
官 吏	92(0.06)	92(0.06)	174(0.1)	7(0.06)	7(0.07)	6(0.08)	
力 役	23,218(15.5)	23,066(15.5)	23,092(15.0)	1,520(14.0)	1,569(16.1)	962(12.6)	
雑	(31.9)	(31.9)	(28.3)	(40.9)	(47.5)	—	
合 計	149,536(100)	148,706(100)	154,287(100)	10,856(100)	9,773(100)	7,608(100)	

A：河村竹三郎『部落の叫び』大正10年より。
 B：大正8年1月内務省調査『細民部落概況』(『日本庶民生活史料集成』第25巻 P749)
 C：大正10年3月内務省社会局『部落に関する統計』(『日本庶民生活史料集成』第25巻 P694—5)
 D：中西義雄『部落台帳』の分析、部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動』P258
 中西氏の分析では、大阪市は除かれている。

表10 『部落台帳』分析と内務省調査の比較

大正6年 〔台帳〕からの分類 大正8年 (内務省調査)	農 業		水産業		工 業		商 業		交 通 業		公 務 自 由 業 ・ 官 吏 力 役		雑 業		無 職		合 計							
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%						
	2,238	(20.5)	10	(0.09)	2,960	(27.1)	1,301	(11.9)	12	(0.11)	152	(1.4)	—	(—)	7	(0.06)	1,460	(13.4)	2,704	(24.8)	67	(0.6)	10,904	(100)
	2,511	(23.1)	29	(0.3)	1,895	(17.5)	1,974	(18.2)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	1,520	(14.0)	2,920	(26.9)	—	(—)	10,854	(100)

表11 農業における世帯主の職業構成

中分類	小分類	職 種	就業形態	大阪市東成郡西成郡三島郡豊能郡南河内郡中河内郡北河内郡泉北郡泉南郡														大阪府								
				農 業	農業兼〔竹藪工 自 作 農 小 作 農 豊日稼・農雑(力役) 植 木 業 養 鶏 業 養 豚 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業		農 業							
農耕密度	1.農 作	農 業	農業兼〔竹藪工 自 作 農 小 作 農 豊日稼・農雑(力役) 植 木 業 養 鶏 業 養 豚 業	69	23	84	324	125	271	93	215	456	1,660													
		林 業	6.森林業																							
				(合 計) (A)	2	101	97	440	426	155	279	94	262	534	2,390											
				各市郡の戸数(B)	3,249	808	855	703	567	1,359	418	1,335	1,031	10,904												
				(A)/(B) × 100 (%)	6.1	12.5	11.3	62.6	75.1	26.8	20.5	22.5	19.6	51.8	21.9											

表12 農作に占める自作農、小作農、農日稼、農雑の割合

	東 成 郡		西 成 郡		三 島 郡		中 河 内 郡		泉 北 郡		泉 南 郡		合 計	
	6地域中1地域	8地域中4地域	10地域中6地域	6地域中1地域	2地域中1地域	6地域中1地域	6地域中1地域	6地域中1地域	14 地 域					
自作農	?	11	35	6	?	3	55	76	(74.7%)					
小 作 農	?	20	232	2	?	62	316	76	(74.7%)					
農日稼・農雑	32	37	40	—	42	—	151	76	(25.3%)					
合 計	48	68	307	8	102	65	598	76	(100%)					

表 13 工業における

中分類	職 種	就業形態	大阪府		
			大阪市	東成郡	
金属工業	鉄工職、金属職工等	(職工)	21	13	
繊維工業	紡績職工、織物職工等	(職工)	10		
土木建築業	大工、左官、石工 etc	(職人)	28	2	
	土方、土工手伝、鉄道工夫	(力役)	15	58	
その他	西洋洗濯屋、土方請負等	(業主)	8	2	
		(職工)	76	2	
		(職人)	15		
	羅字仕替、洋傘直	(雑業)	8		
(合 計)			181	77	
全戸数に占める割合 (%)			(5.5)	(9.5)	
化学工業	燐寸製造	(業主)			
	燐寸職工	(職工)	14	1	
	膠製造	(業主)		3	
	膠職	(職工)		3	
	皮革・骨・角・甲・羽毛品類製造	皮革製造業	(業主)	31	
		皮革職工、牛骨職、毛撰分職 etc	(職工)	622	
		皮細工職、爪及皮職 etc	(職人)		
		刷子職、齒刷職	(職工)		5
	屠肉・肉類品製造	屠畜業	(業主)	5	
		屠夫	(職工)	50	
	被服・身ノ廻り品製造	履物製造、下駄製造	(業主)		1
		下駄職、下駄表職、雪駄職	(職人)	115	53
		鼻緒職	(職人)	94	
履物直、下駄直		(雑業)	415	190	
靴製造業		(業主)	23		
	靴職工	(職工)	406	12	
木竹・関スル製造業	菓細工、竹細工、籠職	(雑業)			
学芸・娯楽品製造	太鼓職	(職人)	20		
(合 計)			1,795	268	
全戸数に占める割合			(55.2)	(33.2)	

世帯主の職業構成

西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
5								39
1						10	1	22
4		1	2	2		12	1	52
54	73	3	1	19	37		34	294
4		1		1		1	3	20
0	4			2			36	120
1			1	2		37	8	64
15			1	4		25	5	58
84	77	5	5	30	37	85	88	669
(9.8)	(11.0)	(0.9)	(0.9)	(2.2)	(8.9)	(6.4)	(8.5)	(6.1)
2								2
31				7				53
6	4			10		1		24
37	7			11				58
	4		2	8		1		47
	48		16					686
9			2	1				12
				35				40
		2	6			4	1	18
3		8	6	2		9	3	81
			13				2	16
19	3	2	26	214	13	325	155	925
1		1		193				289
78	24	31	76	160	11	233	4	1,222
			4					27
				9				427
108		7		1	2		5	123
								20
294	90	51	151	651	26	573	170	4,069
(34.4)	(12.8)	(9.0)	(26.1)	(47.9)	(6.2)	(42.9)	(16.5)	(37.3)

表 14 一般工業における就業形態別構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
業主	8	2	4	0	1	0	1	0	1	3	20 (3.0)
職人	107	15	6	4	0	0	2	0	10	37	181 (27.1)
職	43	2	5	0	1	3	4	0	59	9	116 (17.3)
力役・雑業	23	58	69	73	3	2	23	37	25	39	352 (52.6)
合計	181	77	84	77	5	5	30	37	85	88	669 (100)

(%)

表 15 部落産業関連工業における産業別構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
焼寸工業	14	1	33				7				55 (1.4)
膠工業		6	43	11			21		1		82 (2.0)
皮革工業	653		9	52		20	9		1		744 (18.3)
刷子工業		5					35				40 (1.0)
屋根工	55		3		10	12	2		13	4	90 (2.4)
履物靴製造	1,053 (429)	256 (12)	98	27	34	119 (4)	576 (9)	24	558	161	2,906 (71.4)
鞣細工			108		7		1				123 (3.0)
太鼓製造	20							2			20 (0.5)
合計	1,795	268	294	90	51	151	651	26	573	170	4,069 (100)

(%)

表 16 部落産業関連工業における就業形態別構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
業主	59	4	8	8	2	25	18	0	6	3	133 (3.3)
職人	1,092	21	71	55	8	22	64	0	9	3	1,345 (33.1)
職	229	53	29	3	3	28	409	13	325	155	1,246 (30.6)
雑業	415	190	186	24	38	76	160	13	233	9	1,345 (33.1)
合計	1,795	263	294	90	51	151	651	26	573	170	4,069 (100)

(%)

表 18 公吏自由業における世帯主の職業構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
公吏	1 (1)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
宗教ニ関スル業(僧侶)	10	6	2	6	4	2	2	1	1	4	38
医師ニ関スル業(医者)	4	1	0	0	1	0	1	0	2	0	9
”(按摩等)	45	3	6	2	1	2	20	0	9	2	90
教育ニ関スル業(教師)	1 (2)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
”(学校使丁)	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	14
其他ノ自由業(遊芸稼等)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7
合計	70	11	11	8	6	5	23	1	15	6	156

(1) 消防夫 (2) 保育所保母長

表 19 力役・雑業における世帯主の職業構成

	大阪市	東成郡	西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
世帯に占める割合(%)	(10.1)	(18.3)	(28.1)	(18.3)	(8.6)	(12.4)	(6.4)	(26.3)	(7.1)	(11.8)	(12.6)
農田稼、農雑	0	32	37	40	0	0	0	0	42	0	151
力(土方、土工手伝等)	15	58	54	73	3	1	19	37	0	34	295
力(舟作、重夫)	165	33	32	5	17	19	7	6	53	3	340
力(日稼、日傭等)	147	25	117	11	29	52	61	67	0	85	594
(合計)	327	148	240	129	49	72	87	110	95	122	1,379
世帯に占める割合(%)	(10.1)	(18.3)	(28.1)	(18.3)	(8.6)	(12.4)	(6.4)	(26.3)	(7.1)	(11.8)	(12.6)
傘直、羅子仕替	8	0	15	0	0	1	4	0	25	6	59
下駄直	415	190	186	24	38	76	161	13	233	9	1,345
行商、古物屑物商	112	218	127	8	4	102	216	136	179	21	1,123
遊芸等	1	1	1	0	0	0	2	0	1	0	28
雑業、風呂焚等	21	3	0	22	0	0	0	9	75	41	149
合計	557	412	329	54	42	179	383	158	513	77	2,704
世帯数に占める割合	(17.1)	(51.0)	(38.5)	(7.7)	(7.4)	(30.9)	(28.2)	(37.8)	(38.4)	(7.5)	(24.8)
力役・雑業の合計	884	560	569	183	91	251	470	268	608	199	4,083
世帯数に占める割合	(27.2)	(69.3)	(66.6)	(26.0)	(16.0)	(43.3)	(34.6)	(64.1)	(45.5)	(19.3)	(37.4)

表 17 商業における

世帯主の職業構成

中分類	職 種	就業形態	大阪市	東成郡
一般商業	物品販売業	食料品販売	106	35
		食料品行商、菓子販売等 (雑業)	25	47
		煮 売 業 (雑業)	32	2
		日用雑貨等販売	60	4
		古物・屑物商、行商 (雑業)	55	169
金融保険業	質 屋	13		
その他の商業	宿屋、料理屋、理髪、湯屋 etc	72	12	
(合 計)			363	268
全戸数に占める割合			(11.2)	(33.2)
部落産業関連商業	物品販売業	牛 肉 商	36	
		牛 肉 行 商 (雑業)		
		皮革商、爪角商、獣毛商	375	1
		太鼓商、膠商、膀胱商等	33	
		下駄商、鼻緒商、靴商	35	3
		牛 馬 商	2	1
		(合 計)		
全戸数に占める割合			(14.8)	(0.7)

西成郡	三島郡	豊能郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	泉北郡	泉南郡	大阪府
42	7	2	8	37	10	37	28	312
79	5	1	25	144	20	73	4	423
5			4	12		3		58
19		12	3	2	4	18	7	129
40	3	4	8	57	116	67	17	536
3			2			7	4	29
8	2	3	8	7	4	21	11	148
196	17	22	58	259	154	226	71	1,634
(22.9)	(2.4)	(3.9)	(10.0)	(19.1)	(36.8)	(16.9)	(6.9)	(15.0)
3		1	15	5	12		7	79
2			65	3		36		106
3	19		2	5				405
	2							35
11(内雑1)	10	1	30	12	7	5	4	119
		9	14	7	4	2	5	46
20	31	11	126	32	23	43	17	790
(2.3)	(4.4)	(1.9)	(21.8)	(2.4)	(5.5)	(3.2)	(1.6)	(7.2)